

## ■適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。令和5年10月1日から「適格請求書（インボイス）発行事業者」となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。つきましては、当該制度に関する情報が以下に提供されておりますので、ご参考にご活用ください。

- ・制度に関する各種ご案内（※クリックするとサイトが表示されます）

[国税庁 インボイス制度特設サイト](#)

[国税庁 令和5年10月1日 インボイス制度が始まります！（リーフレット）](#)

[国税庁 免税事業者のみなさまへ～令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！～（リーフレット）](#)

[国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために](#)

[国税庁 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き](#)

[国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)

[国税庁 税務相談チャットボット](#)

[国税庁 インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）](#)